

令和7年4月以降の入院時食事負担金の変更について

2025年03月28日

昨今の食材費などの高騰の影響より、厚生労働省より令和7年4月1日から入院時食事療養費の費用（入院中の1食の食事代）に関する改正がありました。

これに伴い、令和7年4月1日より下記のように負担金が変わるため、ご理解の程宜しく申し上げます。

所得区分		令和6年6月～令和7年3月31日	令和7年4月～
70歳未満 区分ア ～区分エ	70歳以上 現役並み Ⅲ～Ⅰ	1食につき 490円	1食につき 510円
	70歳以上 一般		

令和7年4月1日～

指定難病患者 (住民税非課税世帯を除く)	1食につき 300円
-------------------------	------------

住民税非課税世帯の方で 過去1年間の入院日数が 90日以内の場合	70歳未満 区分オ	70歳以上 低所得Ⅱ	1食につき 240円
--	--------------	---------------	------------

住民税非課税世帯の方で 過去1年間の入院日数が 90日を超えている場合	1食につき 190円		
---	------------	--	--

住民税非課税世帯の方 + 所得が一定基準以下の場合	70歳以上 低所得Ⅰ	1食につき 110円
---------------------------------	---------------	------------

- ・食時負担金の軽減措置を希望される場合は窓口でマイナンバーカードをご提示いただきましたら、所得区分が確認できます。マイナンバーカードの提示を推奨します。
- ・その他、食事負担額についてご不明点があれば、医事課入院係までお問い合わせください。

大阪掖済会病院